

（気体燃料を使用する器具）

第24条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は2メートル以内とし、その接続部はホースバンド等で締め付けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、一部改正〔昭和24年条例第26の3号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、都市ガス、液化石油ガス（プロパンガス、LPガス）等の気体燃料を使用する器具の取扱いの基準について定めたものである。

気体燃料を使用する器具としては、移動式ストーブ等の暖房器具、卓上型こんろ、卓上型グリル、カセットこんろ等の調理器具が主なものであり、機器の給排気方式は全て開放式（燃焼用の空位を屋内から採り、燃焼排ガスをそのまま室内に排出する方式）である。

気体燃料は、燃料供給が均一で、火力調整が容易であり、一般的に灰分（燃焼後の残余物）が少ないなどの長所がある一方で、爆発や漏えい等の危険性が高いという短所がある。しかし、気体燃料特有の取扱いやすさから広く市民生活の中に普及しており、このような時代背景から、昭和23年の条例制定時に包括的に盛り込まれた後、昭和37年の全部改正時において器具別に規定し、昭和48年の全部改正により当該規定方法を改め、使用する燃料の各性質別（気体、液体、固体、電気）に分類し、より適切な取扱基準が設けられたものである。

【解説】

1 気体燃料を使用する器具による火災危険（例）

気体燃料を使用する器具を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	長年にわたり、都市ガステーブルを壁に近接したまま使用していたため、都市ガステーブルの火が壁のタイルと石膏ボードを過熱したことにより、壁内部の間柱（柱と柱の間にある小柱のこと。）が低温着火し、火災化する。	・周囲の可燃物とは、十分な距離を確保すること。
□	片手鍋に水を入れて都市ガステーブルで温めていたところ、目を離した際に日よけのためにレンジフードにハンガーで掛けていた衣類が都市ガステーブルに落下し、着火して火災化する。	・レンジフードには、燃えやすい物を掛けておかないこと。 ・ガステーブルの上に燃えやすい物がないかを確認したうえで使用すること。
□	簡易型液化石油ガスこんろのカセットボンベが装着不完全だったことにより漏えいした液化石油ガスが、点火火花により引火し、火災化する。	・カセットボンベが完全に装着したか確認したうえで使用すること。
□	固定式都市ガス大型こんろの排気口内に付着した油かすが、こんろ火により引火し、火災化する。	・器具の周囲は、常に整理及び清掃をすること。

気体燃料を使用する器具による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該器具を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

## 2 気体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第1項関係）

- (1) 本項は、ガス用ゴム管の長さや接続不良による火災発生を防止するために、規定したものである。
- (2) ガス用ゴム管について、過度に長いものを使用した場合、ゴム管に折れやねじれが生じるおそれがあり、過度に短いものを使用した場合は、引張り等の外力が加わるおそれがある。よって、これらによる事故を防止するため、器具に接続する金属管以外の管は2メートル以内とすること、当該接続部はホースバンド等で締め付けなければならないこととしている。
- (3) ガス用ゴム管は、（一財）化学物質評価研究機構の合格品を使用する必要がある。なお、液化石油ガス用のゴム管の色はオレンジとなっている。また、ガス用ゴム管は、都市ガス用はソフトコード、液化石油ガス用はオレンジゴム管とも呼ばれている。
- (4) コンセント継手は、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本エルピーガス機器検査協会の検査合格品を使用する必要がある。

## 3 その他気体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第2項関係）

第1項に定めるもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第22条（液体燃料を使用する器具）第1項第1号から第10号までの規定を準用している。具体的に準用される規定の概要については、以下のとおりである。各規定の詳細は、第22条【解説】を参照すること。

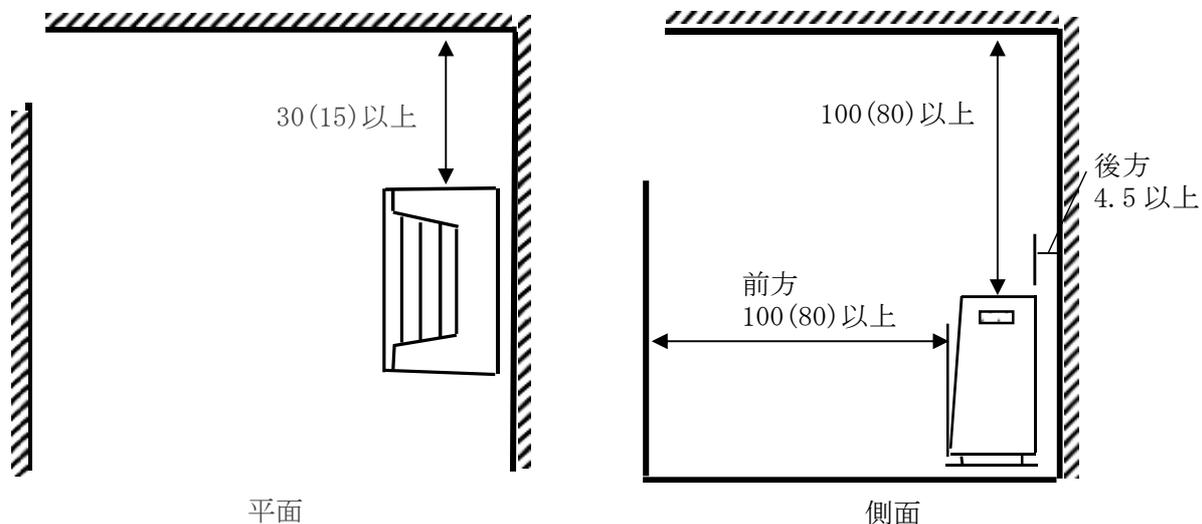
- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第22条第1項第1号関係）
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第2号関係）
- (3) 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第3号関係）
- (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。（第22条第1項第4号関係）
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。（第22条第1項第5号関係）
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。（第22条第1項第6号関係）
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。（第22条第1項第7号関係）
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第22条第1項第8号関係）
- (9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第22条第1項第9号関係）
- (10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。（第22条第1項第9号の2関係）
- (11) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。（第22条第1項第10号関係）

4 一般的な設置例

一般的な設置例として、「6 離隔距離」の数値（単位：センチメートル）を図で示すと、下図のとおりとなる。

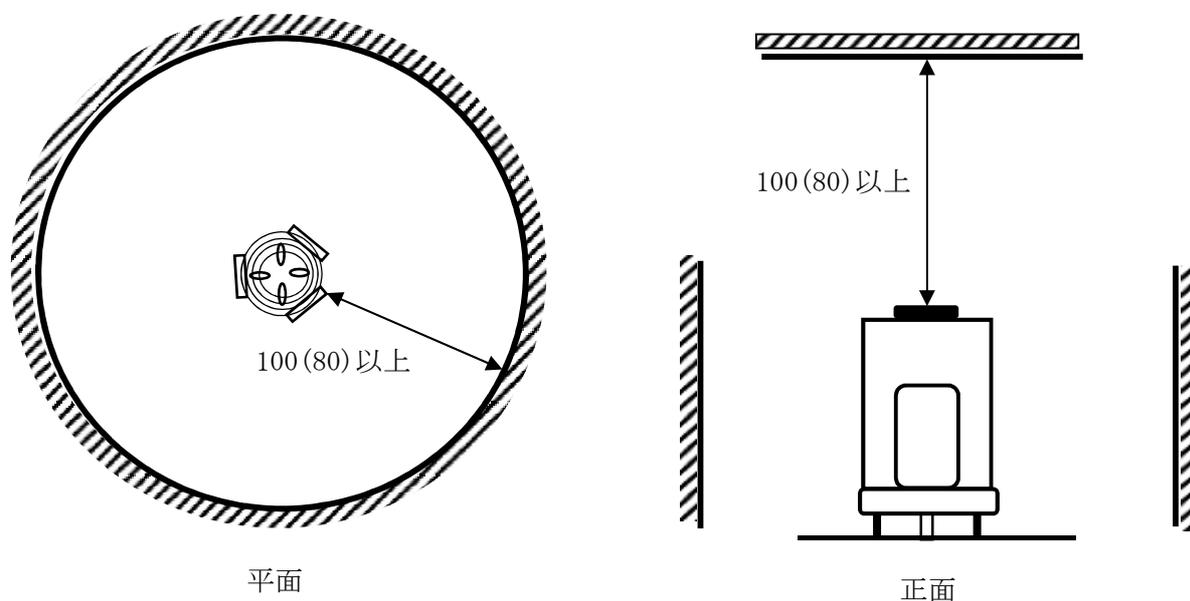
(1) 移動式ストーブ（入力7キロワット以下）

ア バーナーが露出している前方放射型



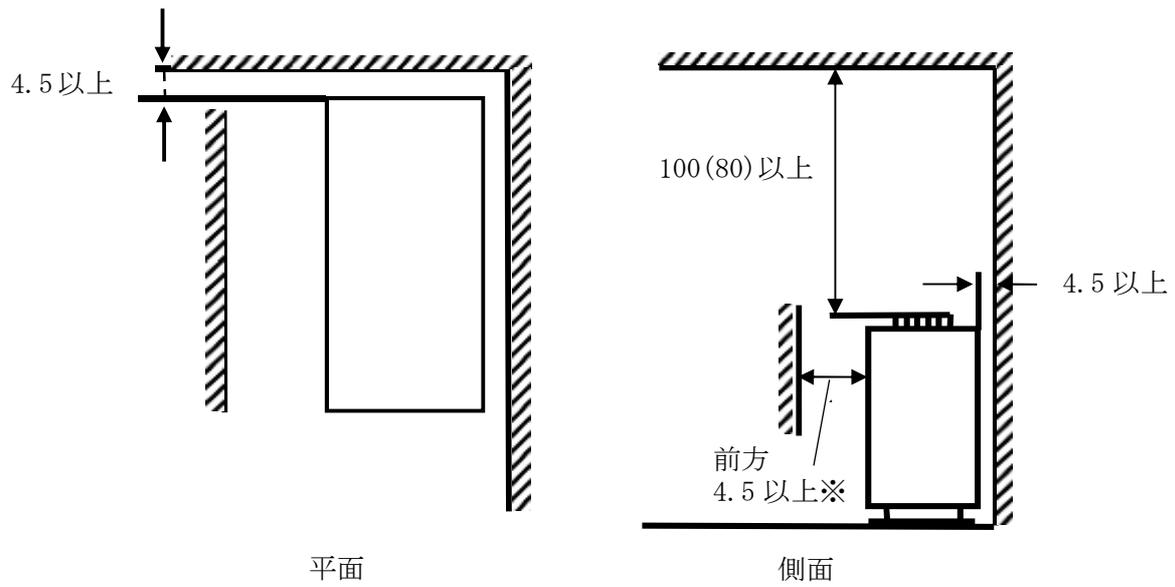
※ ( ) 内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

イ バーナーが露出している全周放射型

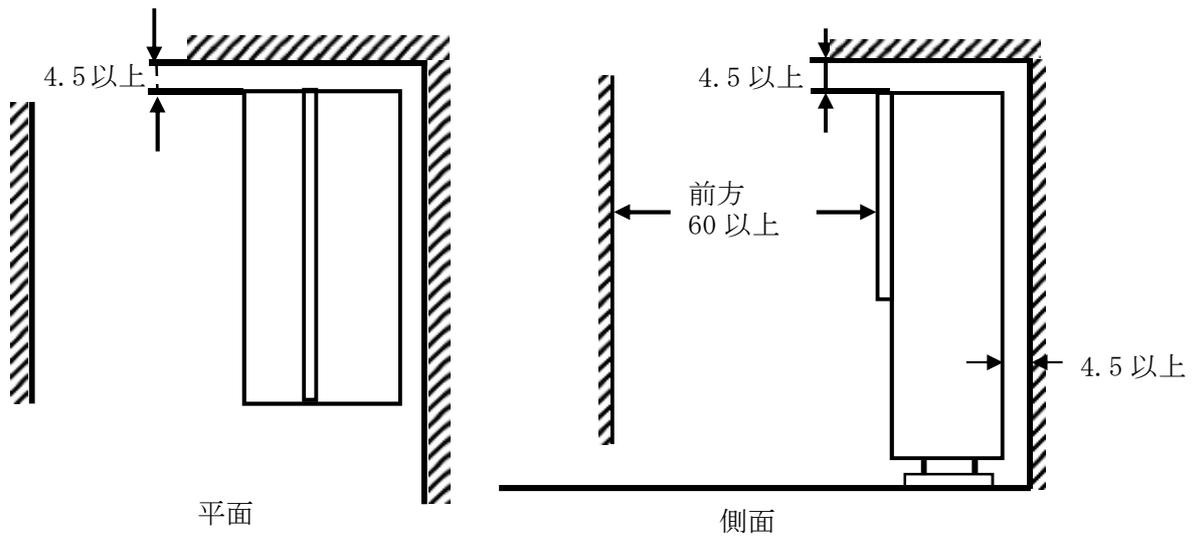


【第24条（気体燃料を使用する器具）】

ウ バーナーが隠れている自然対流型

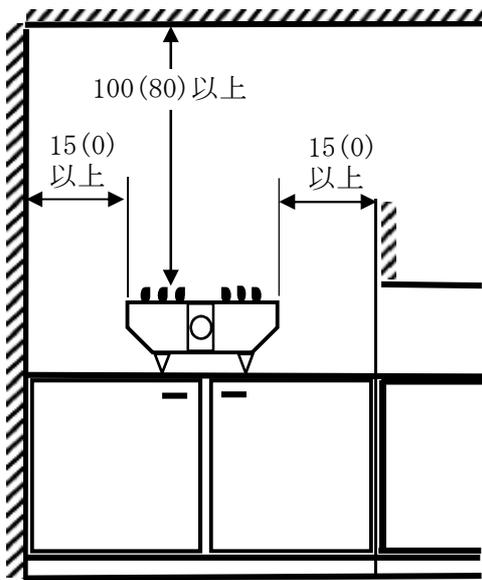


エ バーナーが隠れている強制対流型

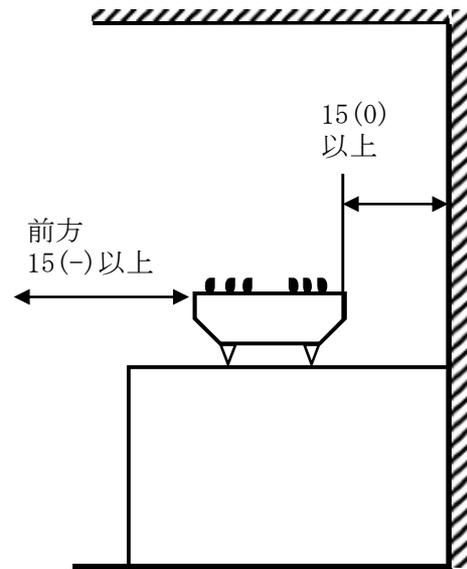


(2) 調理用器具

ア バーナーが露出している卓上型こんろ（1口・入力5.8キロワット以下）

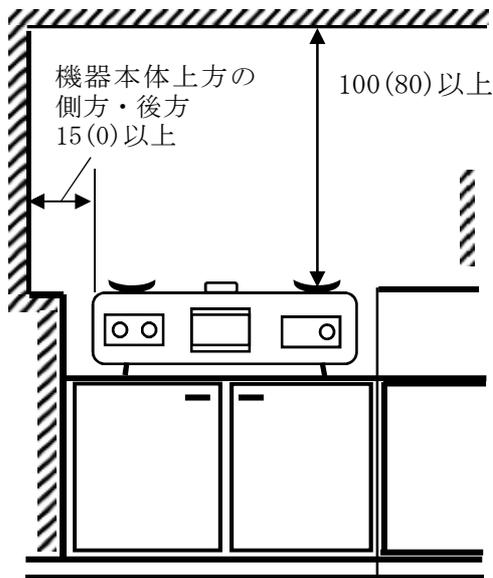


正面

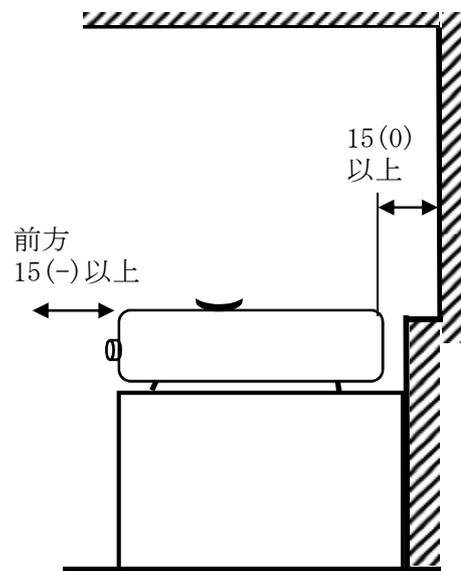


側面

イ バーナーが露出している卓上型こんろ（2口以上）グリル付きこんろ、グリドル付きこんろ（入力14キロワット以下）



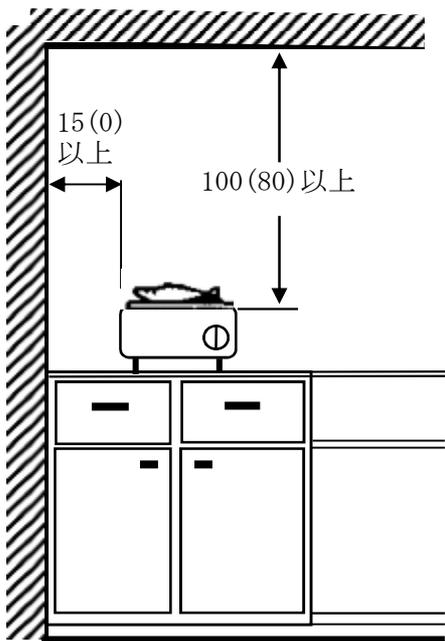
正面



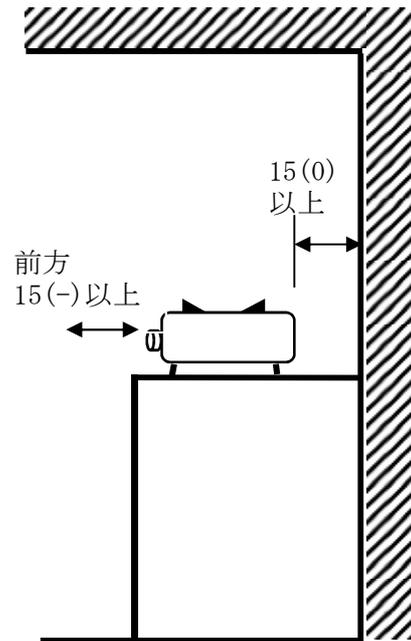
側面

【第24条（気体燃料を使用する器具）】

ウ バーナーが隠ぺいし、加熱部が開放している卓上型グリル（入力7キロワット以下）

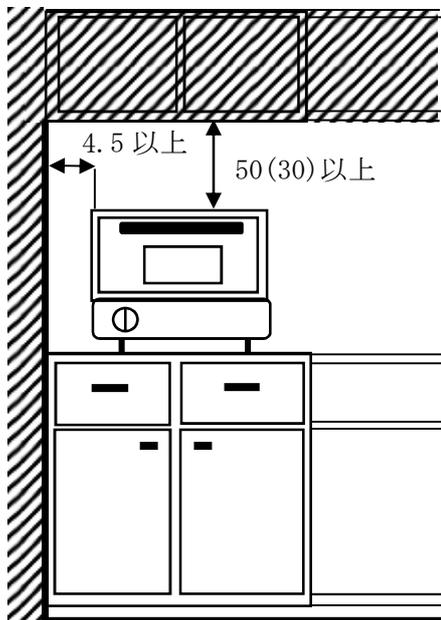


正面

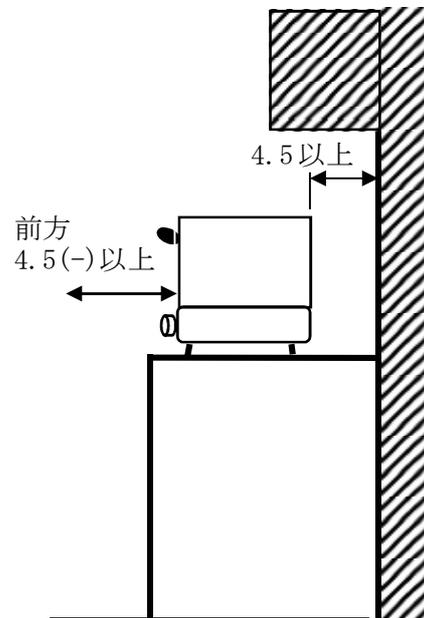


側面

エ バーナーが隠ぺいし、加熱部が隠ぺいしている卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合・入力7キロワット以下）



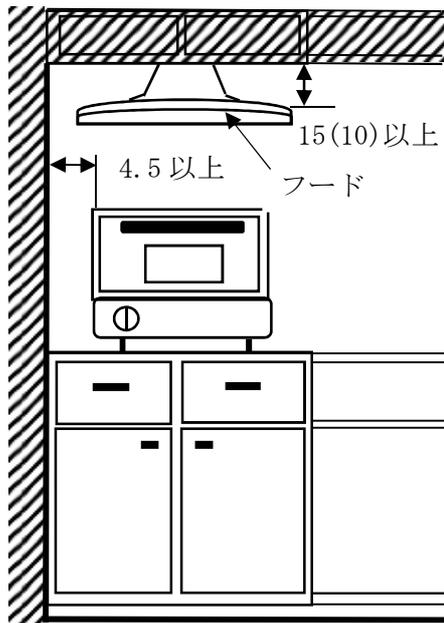
正面



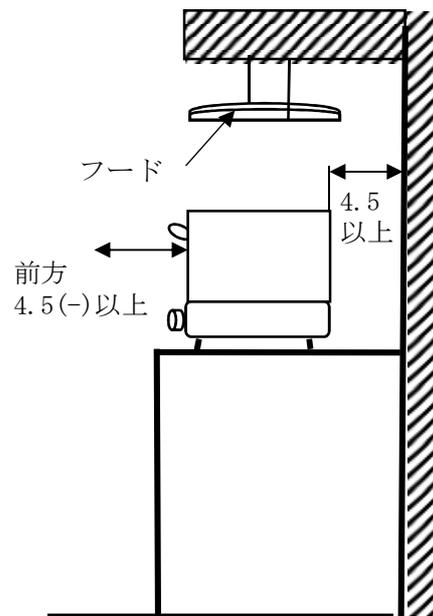
側面

【第24条（気体燃料を使用する器具）】

オ バーナーが隠ぺいし、加熱部が隠ぺいしている卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合・入力7キロワット以下）

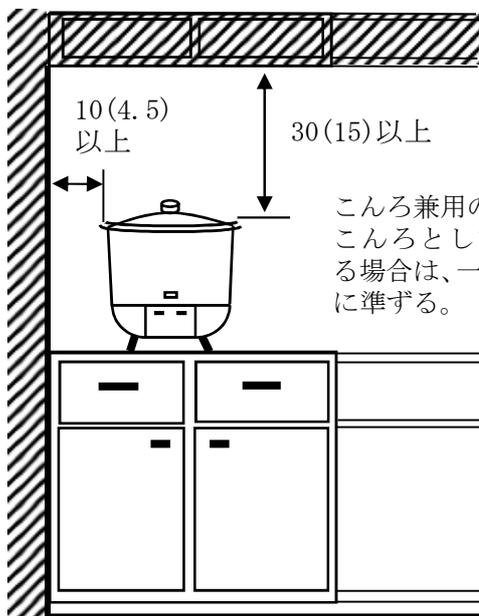


正面

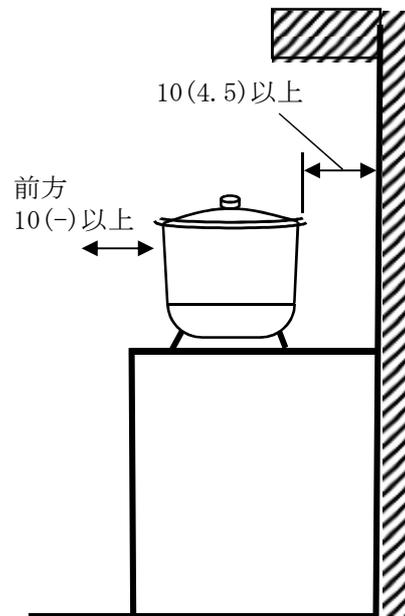


側面

カ バーナーが隠ぺいし、加熱部が隠ぺいしている炊飯器（炊飯容量4リットル以下・入力4.7キロワット以下）及び圧力調整器（内容積10リットル以下）



正面



側面

5 証票の表示

本条の調理用器具及び移動式ストーブは、日本産業規格（JIS）又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限られ、これらのものには、次のいずれかの証票が付与されている。

日本産業規格（JIS）に適合			
気体燃料		特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの	特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの
	都市ガス		
	LPGガス		
第三者機関が認証したもの		一般財団法人 日本ガス機器検査協会 	

6 離隔距離（別表第3関係）

条例に定める気体燃料を使用する器具の離隔距離は、下表のとおりである。

(1) 移動式ストーブ

種類			距離（センチメートル）					
			入力	上方	側方	前方	後方	
不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5
			全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100
	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5注	4.5	
		強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5
			全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80
	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5注	4.5	
		強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	

注) 熱対流方向が一方向に集中する場合には、60センチメートルとする。

備考

ア 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。(2)について同じ。

イ 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。(2)について同じ。

ウ 「開放式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。(2)について同じ。

## (2) 調理用器具

種類				距離（センチメートル）					
				入力	上方	側方	前方	後方	
不燃 以外	開放式	バーナーが露 出	卓上型こんろ （1口）	5.8キロワット 以下	100	15	15	15	
			卓上型こんろ（2口以上） グリル付きこんろ、グリ ドル付きこんろ	14キロワット 以下	100	15 注	15	15 注	
		バー ナー が 隠 ぺ い	加熱部 が開放	卓上型グリル	7キロワット 以下	100	15	15	15
			加熱部 が隠ぺ い	卓上型オープン・グリル （フードを付けない場合）	7キロワット 以下	50	4.5	4.5	4.5
				卓上型オープン・グリル （フードを付ける場合）	7キロワット 以下	15	4.5	4.5	4.5
				炊飯器（炊飯容量4リッ トル以下）	4.7キロワット 以下	30	10	10	10
				圧力調整器（内容積10 リットル以下）	—	30	10	10	10
不燃	開放式	バーナーが露 出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット 以下	80	0	—	0	
			卓上型こんろ（2口以上） グリル付きこんろ、グリ ドル付きこんろ	14キロワット 以下	80	0	—	0	
		バー ナー が 隠 ぺ い	加熱部 が開放	卓上型グリル	7キロワット 以下	80	0	—	0
			加熱部 が隠ぺ い	卓上型オープン・グリル （フードを付けない場合）	7キロワット 以下	30	4.5	—	4.5
				卓上型オープン・グリル （フードを付ける場合）	7キロワット 以下	10	4.5	—	4.5
				炊飯器（炊飯容量4リッ トル以下）	4.7キロワット 以下	15	4.5	—	4.5
				圧力調整器（内容積10 リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5

注) 機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

備考 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。